

# 鹿児島県広域物流安定化促進事業 支援金交付申請要領

令和6年10月

交通政策課

## 【提出先・問合せ先】

鹿児島県広域物流安定化促進事業事務局

電話番号 : 099-201-4588

FAX番号 : 099-201-4589

E-mail : jimukyoku@kago-buturyantei.jp

受付時間 : 9:30~16:00

(うち, 12:00~13:00, 土日祝を除く)

県ホームページ

<https://www.pref.kagoshima.jp/ac08/koikibuturyusinsei.html>

※ 申請の際には、必ず事前に県のホームページをご確認ください。

## I. 支援金の概要

### 1 趣旨

2024年問題に対応するため、安定的な物流の確保に向け、トラック運送事業者等が行う物流の効率化に資する取組に対し、予算の範囲内において支援金を交付します。

### 2 対象事業者

対象事業者は、次の(1)~(6)のすべてに該当する事業者とします。

- (1) 鹿児島県内に本店、支店又は営業所があること。
- (2) 県税に未納がないこと
- (3) 引き続き、事業実施の意志がある事業者であること。
- (4) 長距離輸送に携わっていること
- (5) 価格転嫁の交渉をしていること
- (6) ホワイト物流推進宣言をしていること(予定含む)

### 3 一交通事業者に対する支援金の額及び上限額

#### (1) 支援額

下記(2)の支援対象経費にかかる経費の2分の1  
ただし、1事業者あたりの支援額の上限は100万円とする。

#### (2) 対象経費

- ① トラック輸送における作業効率化に資する荷主-運送事業者間の共通の台車、パレット等の購入費用
- ② 荷待ち時間短縮や輸送の効率化に資する配車管理、勤怠管理、パレット管理等のシステムの購入費用
- ③ フェリー輸送に対応するためのトラックの電機設備取付け等の費用
- ④ 他に知事が認めるもの

※上記については、令和6年4月14日以降に購入し、令和7年2月末までに支払いを終えているものであること

※上記のうち、①のパレット、台車等及び②の予約受付システムに限り荷主事業者も対象とする。

※④については、県交通政策課と事前に協議が必要

### 4 不交付要件

次の(1)、(2)のいずれかに該当する者に対しては支援金を交付しません。

- (1) 代表者、役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県

条例第22号) 第2条に規定する暴力団, 暴力団員, 暴力団員等及び暴力団関係者

- (2) 前1号に掲げる者のほか, 本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないといと知事が認める者

## 5 申請書類

下表の申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

なお, 提出された書類は返却しません。

### 【申請書類一覧】

- ① 鹿児島県広域物流安定化促進事業支援金交付申請書 (別記第1号様式)
- ② 事業の認可書, 許可書又は認定証 (荷主は法人登記簿の写し)
- ③ 令和6年4月14日以降の長距離輸送 (移動距離が500km以上) 業務の請書, 契約書等, 長距離輸送業務を請け負っていることを証明する書類 (荷主の場合は発注書)
- ④ 購入する補助対象製品の内容を確認できる資料 (カタログ等)
- ⑤ 申請金額の妥当性が分かる書類
  - これから購入等を行う場合 (申請日~令和7年2月末)
    - ・見積書 (もしくは価格表や価格が分かるカタログ等の写し)
  - 既に購入した場合 (令和6年4月14日~申請日)
    - ・見積書, 発注書, 納品書, 請求書, 領収書等

※上記書類において, 明確に金額の妥当性が確認できるもの
- ⑥ 県税の未納がないことを証する証明書 (県税未納なし証明書) 又は徴収猶予を受けていることを証する納税証明書
- ⑦ その他知事が必要と認める書類
  - チェックリスト
  - 同意書

## Ⅱ. 交付申請方法及び申請書類記入例

交付申請は、次のとおり申請できるものとします。

**【受付期間】** 令和6年7月3日(水)～令和7年2月14日(金)

※ 当日消印有効

**【申請方法】** メール又は郵送による提出

※ メールの場合はメールアドレス、郵送の場合は宛て先の誤りにご注意ください。また、郵送の場合、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※ 持参による申請は受け付けません。

**【宛て先】**

〒892-8799 鹿児島東郵便局留

鹿児島県広域物流安定化促進事業事務局

TEL : 099-201-4588 FAX : 099-201-4589

メール : jimukyoku@kago-butstryuantei.jp

※ 差出人の住所及び氏名を記載してください。

※ 送料は必ず申請者側でのご負担をお願いします。

**【申請に必要な書類の入手方法】**

申請に必要な書類については、鹿児島県庁のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.kagoshima.jp/ac08/koikibuturyusinsei.html>

### Ⅲ. 交付の決定等

#### 1 補助金交付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査したうえ、適正と認められるときは補助金の交付決定を通知します。

#### 2 補助金の確定及び請求書の提出

交付決定後、領収書等において、支払証明の確認ができた場合は、補助金の交付確定を通知します。

確定通知後、鹿児島県広域物流安定化促進事業支援金交付請求書（別記第5号様式）及び法人名義の振込先口座の通帳の写し（個人事業主の場合は、申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し）を提出してください。

補助金の給付後においても申請書に添付した書類については5年間保存し、提出を求められたときはこれに応じてください。

#### 3 補助金の返還

本補助金交付決定後、次の(1)～(3)の事項に該当する場合は、補助金の交付決定を取り消します。この場合、交付済みの補助金を返還していただきます。

- (1) 虚偽の申請により補助金の交付を受けた者
- (2) 不正な手段により補助金の交付を受けた者
- (3) 正当な理由なく事業を実施しない者、又は実施する意思が認められないと判断される者

#### 4 消費税の取扱い

- (1) 当該支援金にかかる消費税仕入控除税額（支援対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除される部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、これを交付対象経費から減額して申請しなければなりません。
- (2) 支援金の交付決定及び額の確定通知後に消費税及び地方消費税の申告により当該交付金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第3号様式の消費税等仕入控除税額報告書により速やかに事務局に報告するとともに、返還してください。